

## 非常災害時の対応について

警報等が発令された場合、下記のようにいたしますので、ご承知おきください。なお、この用紙はご家庭で保管し、緊急時に活用できるようにご配慮ください。

### 1 名古屋市に「暴風警報・暴風雪警報」が発令された場合

1	午前6時までに解除されたとき	平常授業を行います。通常通り登校させてください。
2	午前6時までに解除されないとき	午前中の授業を中止します。
3	午前6時から午前11時までに解除されたとき	午後の授業を行います。 ※午後の授業のある学年は、自宅で昼食を済ませてから、午後の時間割を持ち、午後1時00分から20分の間に学校に到着できるように分団登校します。 分団の集合出発時刻は、通常の5時間後としてください。 (例) 7:50集合・出発→12:50集合・出発
4	午前11時の時点で解除されていない場合	その日の授業は中止します。
5	登校中に発令されたとき	そのまま登校します。
6	在校中に発令されたとき	授業を中止し、保護者引き取りによる緊急下校を行います。(「緊急メール配信」等で連絡します。) ※下校が極めて危険であると判断した場合には、安全が確保されるまで児童を学校で待機させます。

### 2 教育委員会が前日に休校を決定した場合

- 平日・土日祝を問わず、原則、前日正午(午前12時)までに教育委員会より「緊急メール」等と「教育委員会ホームページ」で休校をお知らせします。

※ 教育委員会ホームページ <http://www.edu.nagoya-c.ed.jp>

### 3 「大雨警報・大雪情報・洪水警報・高潮警報」が発令された場合

○ 学校から何も連絡がない場合は、安全に十分注意して分団登校させてください。ただし、通学路に危険が予想される場合は、登校を見合わせ、その旨を学校へお知らせください。
○ 登校後に上記の警報が発令された場合は、平常通り授業を続けます。ただし、気象状況によっては、下校時刻を遅らせたり、保護者の方に迎えを依頼したりすることがあります。
※ 下校予定時刻、給食の対応等については「緊急メール配信」等により連絡します。

#### 4 在宅中に「避難勧告・避難指示・特別警報」が発令された（発令されている）場合

1	午前6時までに解除されたとき	平常授業を行います。通常通り登校させてください。
2	午前6時までに解除されないとき	午前中の授業を中止します。
3	午前6時から午前11時までに解除されたとき	午後の授業を行います。 ※午後の授業のある学年は、自宅で昼食を済ませてから、午後の時間割を持ち、午後1時00分から20分の間に学校に到着できるように分団登校します。 分団の集合出発時刻は、通常の <u>5時間後</u> としてください。 (例) 7:50集合・出発→12:50集合・出発
4	午前11時の時点で解除されていない場合	午後の授業は中止します。

#### 5 在校中に「避難勧告・避難指示・特別警報」が発令された（発令されている）場合

○ 児童を学校に待機させます。
○ 「避難勧告・避難指示・特別警報」発令中に保護者の方が引き取りに来られた場合は、気象状況、地域の安全を十分に確認した上で引き渡します。
○ 「緊急メール配信」等により、状況をお知らせします。場合によっては、保護者の方に迎えに来ていただきます。

※ 八事東学区に「避難勧告・避難指示・特別警報」が発令されていない場合でも、御幸山中学校区（表山小・大坪小）の一部に発令されていた場合には、同一の対応を取ります。

#### 6 震度5強以上の地震が発生した場合

1	在宅中に起きた場合	学校から連絡があるまでの間、臨時休業します。
2	登校中に起きた場合	原則としてそのまま登校させ、次の「在校中に起きた場合」と同じ措置を取ります。 ※ 翌日以降、学校から連絡があるまでの間、臨時休業します。
3	在校中に起きた場合	保護者の方に引き渡します。保護者の迎えがあるまで、学校で待機させますので、速やかに迎えをお願いします。 ※ お子さんは原則として教室で待機します。その後は、運動場や体育館等で待機します。 ※ 状況によっては、お子さんの待機場所が学校外（表山緑地や表台公園など）に変わることがあります。その際は、案内表示等でお知らせします。 ※ 翌日以降、学校から連絡があるまでの間、臨時休業します。
4	下校中に起きた場合	そのまま下校させ、学校から連絡があるまでの間、臨時休業します。

#### 7 南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表された場合

原則として平常授業を行います。ただし、その後の状況により危険が予測された場合、その後の対応について、「緊急メール配信」等で連絡します。
---